

種 目		基準額	対 象 者	耐用年数等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000 円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に規定する特殊の疾病による障がいの程度が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣省告示第 7 号）に規定する程度にある者（以下「難病患者等」という。）については、寝たきりの状態にある者。	8 年
	特殊マット	19,600 円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい 1 級(常時介護を要する者に限る。)の者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者。	5 年
	特殊尿器	67,000 円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい 1 級（常時介護を要する者に限る。）の者。難病患者等については、自力で排尿できない者。	5 年
介護・訓練支援用具	入浴担架	82,400 円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の者。	5 年
	体位変換器	15,000 円	下肢機能又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者。	5 年
	移動用リフト	159,000 円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者。難病患者等については、下肢機能又は体幹機能に障がい有する者。	4 年
	訓練用いす	33,100 円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上であって原則として3歳以上18歳未満の者。	5 年
	訓練用ベッド	159,200 円	下肢機能又は体幹機能障がい2級以上であって原則として学齢児以上18歳未満の者。難病患者等については、下肢又は体幹機能に障がい有する者。	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000 円	下肢機能又は体幹機能に障がい有する者であって、入浴に介助を必要とする者。難病患者等については、入浴に介助を要するもの。	8 年
	便器	4,450 円 ※5,400 円 ※便器に手すりをつけた場合	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者。難病患者等については、常時介護を要する者。ただし、便器に手すりをつけた場合は難病患者等に限定。	8 年
	頭部保護帽	A 15,656 円 (スポンジ及び革を主材料としているもの) B 37,852 円 (スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの)	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がい有する者。	3 年
	歩行補助つえ (1 本つえ)	A 2,310 円 (木製) B 3,150 円 (軽金属製)	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がい有する者。	3 年
	移動・移乗支援用具	60,000 円	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がい有する者であって家庭内の移動等において介助を必要とする者。	8 年

種 目	基準額	対 象 者	耐用年数等	
		難病患者等については、下肢が不自由な者。		
特殊便器	151,200 円	上肢機能障がい2級以上の者。難病患者等については、上肢機能に障がいを有する者。	8年	
火災警報器	15,500 円	障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）の者。 ＜ひとり暮らしの世帯(身体2級以上)、障がい者のみの世帯(身体2級以上+精神及び療育手帳をお持ちの方々)＞	8年	
自動消火器	28,700 円	障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者。難病患者等については、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	8年	
電磁調理器	41,000 円	視覚障がい2級以上の者。(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	視覚障がい2級以上の者。	10年	
聴覚障がい者屋内信号装置	87,400 円	聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の者。 ＜ひとり暮らしの世帯(聴覚2級)、障がい者のみの世帯(聴覚2級+身体、精神及び療育手帳をお持ちの方々)＞	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500 円	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流式(CAPD)による透析療法を行う者。	5年
	ネブライザー（吸入器）	36,000 円	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの(対象者以外の方は医師の意見書が必要となります)。難病患者等については、呼吸器機能に障がいを有する者。	5年
	電気式たん吸引器	56,400 円	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの(対象者以外の方は医師の意見書が必要となります)。難病患者等については、呼吸器機能に障がいを有する者。	5年
	人工呼吸器等用自家発電機・外部バッテリー	100,000 円	呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者で会って必要と認められるもの又は呼吸器機能に障がいを有する難病患者等であって、人工呼吸器、ネブライザー(吸引器)若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)	9,000 円	視覚障がい2級以上の者。	5年
	視覚障がい者体重計	18,000 円	視覚障がい2級以上の者。 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	157,500 円	難病患者等については、人工呼吸器の装着が必要な者。	5年
思疎通支 情報・意	携帯用会話補助装置	98,800 円	音声機能障がい者若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの。	5年
	情報・通信支援用具	100,000 円	上肢機能障がい者又は視覚障がい者。	

種 目	基準額	対 象 者	耐用年数等	
		〈障がい者向けのパソコン周辺機器〉	6年	
点字ディスプレイ	383,500 円	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者であって、必要と認められるもの。	6年	
点字機	【標準型】 A 10,712 円(真鍮板製) B 6,798 円(プラスチック製)	視覚障がい者。	7年	
	【携帯型】 A 7,416 円(アルミニウム製) B 1,699 円(プラスチック製)		5年	
点字タイプライター	63,100 円	視覚障がい2級以上の者。	5年	
視覚障がい者用ポータブルレコーダ	録音再生機 85,000 円	視覚障がい2級以上の者。	6年	
	再生専用機 35,000 円			
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800 円	視覚障がい2級以上の者。	6年	
視覚障がい者用物品識別装置	24,000 円	視覚障がい2級以上の者。	6年	
視覚障がい者用拡大読書器	198,000 円	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	8年	
視覚障がい者用時計	触読時計 10,300 円	視覚障がい2級以上の者。	10年	
	音声時計 13,300 円			
ワンセグラジオ	29,000 円	視覚障がい2級以上の者	5年	
聴覚障がい者用通信装置(FAX、テレビ電話等)	71,000 円	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。	5年	
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900 円	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	6年	
人工喉頭	笛式 5,150 円	喉頭摘出者。	4年	
	電動式 72,203 円		5年	
人工鼻	23,760 円	喉頭摘出者。	-	
点字図書	-	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者	-	
排泄管理支	ストーマ用装具	消化器系(結腸) 12,600 円	ストーマ造設者	-
		消化器系(回腸) 13,600 円		
		尿路系 15,300 円		
紙おむつ等(紙おむつ、浣腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用)	12,000 円	高度の排便機能障がい者または脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者。	-	

種 目		基準額	対 象 者	耐用年数等
援 用 具	品)			
	収尿器	【男性用】 A 7,931 円(普通型) B 5,871 円(簡易型)	高度の排尿機能障がい者	1 年
		【女性用】 A 8,755 円(普通型) B 6,077 円(簡易型)		1 年
居宅生活動作 補助用具	200,000 円	下肢機能障がい、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障がい等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上の者）。難病患者等については、下肢機能又は体幹機能に障がい有する者。	1 回 限り	